

# 香美市食品加工業継続支援事業費補助金のお知らせ

全国的な食中毒事案への対策強化を図るため、平成30年の食品衛生法の改正により漬物製造業、水産製品製造業等が新たな営業許可業種に位置づけられたことにより、当該事業者が事業が継続するためには**令和6年5月31日までに営業許可を取得する必要があります。**

そのため、市内において対象事業者が**営業許可を取得するために必要な施設整備や機器の整備等に係る費用を支援します。**

## 補助事業対象者

○香美市内で補助事業を行う施設で営業を行う者が、法に基づく営業許可業種（漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、液卵製造業、食品小分け業）を営む事業者であること。

**※法施行（令和3年6月1日）以降、新たに営業を開始した事業者を除く。**

## 補助要件 下記の要件をすべて満たすもの

- 香美市産の農産物等と原材料とし、市内においても販売することが見込まれること。
- 高知県食品衛生法施行条例第4条に定める基準を満たすための事業であること。
- 事業完了日までに補助申請に係る営業許可を取得すること。
- 施設が整備された年度及び翌年から3年間の農産物加工品等の製造販売が見込まれること。
- 県税、市税等の滞納がないこと。

**※令和6年12月31日までに事業完了するものに限り、補助対象とする。**

## 補助対象経費

高知県食品衛生法施行条例第4条に定める基準を満たすために必要な農産物加工施設の新設費、改修費、給排水設備費、加工品製造に必要な機械器具購入費（食品衛生責任者の資格取得等、営業取得及び届出に係る事務経費を除く）

## 補助率及び限度額

- ・補助率 3分の2以内
- ・補助限度額 1事業者あたり：**100万円**（下限10万円）

※消費税及び地方消費税は補助対象外

## お問い合わせ

香美市役所 農林課農政班

電話：0887-53-1062（直通）

FAX:0887-53-5877

メール：nosei@city.kami.lg.jp